

小学校教育の充実に関する

文教施策並びに予算についての要望書

令和七年七月八日

全国連合小学校長会

社会が激しく変化する時代にあっても、全国の小学校長は、地域社会と一体となり、我が国の未来を担う子どもたちの教育に全力を注いでいます。将来の有益な人材の育成なくして我が国の持続的な発展はなく、「持続可能な社会の創り手の育成」に向け、国家が積極的にリードし、国民全体で取り組む必要があります。

我が国では、産業のシステムが急速に変化するとともに、少子高齢化・人口減少などがこれまでに以上に進行しています。また、学校教育においては、学校の役割が再認識され、子どもたちの学びの保障と多様な幸せとともに日本社会に根差したウェルビーイングの向上を目指し、一人一人の可能性を最大限に引き出す教育を推進することが求められています。

校長は、このような社会の変化を深く認識し、自らの使命に誇りを持ち、リーダーシップを発揮し、「自ら未来を拓きともに生きる豊かな社会を創る日本人の育成を目指す小学校教育の推進」を高く掲げ、学校経営の更なる充実に努めています。こうした状況を踏まえ、全国連合小学校長会は、小学校教育のより一層の充実・発展に向け、校長が「自らの使命を自覚し、志高く挑戦し続け、子どもたちと学校の未来を描くビジョンを持ち、確かな実行力をもって学校づくりを進め、信託に応える校長会」として全力を尽くすことを、令和七年度第七十七回総会において確認いたしました。

子どもたちの将来と我が国の発展のために、人的・物的措置の一層の充実と教育諸条件の整備に向けて、左記の十項目を要望いたします。

令和七年七月八日

全国連合小学校長会長 松 原 修

記

一、我が国の義務教育の質を高めるために、教育費の増額措置を講じられたい。

(一) 教育先進国として教育費は未来への投資であることを踏まえ、公財政教育支出のGDP比について、OECD諸国の平均である五パーセントまで引き上げられたい。

(二) 全国どこでも全ての子どもが一定水準の教育を受けられるよう義務教育費国庫負担制度を堅持し、国庫負担率二分の一の復元を図られたい。

(三) 優秀な人材を教育界に確保できるよう人材確保法を堅持し、教員給与の優遇措置を講じるとともに、給特法の改正により、将来の有益な人材の育成を担う教員の職責と、長時間勤務が常態化している実態に見合った、速やかな十パーセント以上への教職調整額の引き上げを図られたい。

(四) 教育費として地方交付税措置された財源を各都道府県並びに市町村が他の財源としないよう、国の指導強化を図られたい。

二、学校教育への信頼を一層高めるために、教職員の確保及び資質能力向上を図る施策を講じられたい。

(一) 教員を志す優秀な人材を確保するため、管理職・教職員に得意分野をもつ人材の登用等の条件整備や処遇の改善を図られたい。

(二) 教員になることにより、学部段階についても奨学金返還の優遇措置が受けられるなど、奨学金制度の在り方の見直しを図られたい。

(三) 高等学校に教職コースを設け、そのコースを選択した生徒は教員養成系の大学へ推薦入学ができるなど、

早期に優秀な人材を確保する策を講じられたい。

- (四) 大学の教員養成課程と学校現場での育成を連携させたプログラムを充実させるなどして、実践力を備えた若手教員の育成を図られたい。

- (五) 学習指導要領の基本理念であるカリキュラム・マネジメント、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善等の実現に向け、研修履歴を活用した教職生活の全体を通じた研修制度の充実を図られたい。

- (六) 若手教員育成のため、役職定年となった校長、副校長・教頭を採用するなど、優秀な能力をもつ退職教員を活用する体制の整備を図られたい。

三、子どもと向き合う時間を確保し、より効果的な教育活動を行うために、教員の定数改善や人的措置、諸条件の整備を講じられたい。

- (一) 活力ある学校づくり推進のため、公立義務教育諸学校の教職員基礎定数を、教員一人当たりの持ち授業時数の考え方を導入するなどにより改善するとともに、様々な教育課題解決のための教員定数を拡充し、教員の長時間勤務の実態のより一層の改善を図られたい。

- (二) 学習指導要領の改訂にあたっては、新しい時代に必要となる資質・能力を見極め、子どもたちにとってカリキュラム・オーバードとまらない対策を講じられたい。

- (三) 安定した学校運営のために、副校長・教頭、主幹教諭、指導教諭の配置及び若手の育成や校務分掌の中心となる主務教諭の設置に向け、条件整備を図られたい。

- (四) 副校長・教頭、養護教諭の複数配置の拡充と学校事務職員、栄養教諭・学校栄養職員の配置確保・充実を図られたい。

- (五) 複式学級及び特別支援学級の学級編制基準を引き下げられたい。

- (六) 特別支援教育充実のため、通常の学級における学習指導員等人的配置による体制づくりを図られたい。

(七) 教科担任制を推進するため、理科・音楽・体育・外国語等の専科教員の配置を進められたい。

(八) 司書教諭、特別支援教育コーディネーター・ALT等について正規教員の加配や講師等の人的措置・配置環境の整備を進められたい。

(九) 産休・育休等の取得者の業務を国庫負担により正規の教職員が定数外で代替できるようにするとともに、人事異動等で不具合が生じないよう体制の整備を図られたい。

四、GIGAスクール構想推進のため、一層の整備を講じられたい。

(一) 全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現に向け、GIGAスクール構想における各学校のICT環境の充実をさらに加速させるとともに、地域や学校によつて格差が生じないよう整備を図られたい。

(二) 各学校の教員が、ICT機器等を積極的に活用することで、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことができるよう、専門職員配置を含めた人的配置による支援の一層の充実を図られたい。

(三) ICT機器等の配備には自治体間格差が生じるため、今後もタブレット端末の更新には、端末の無償貸与を国の特定財源として交付するとともに、全国学力・学習状況調査のCBT化にも十分に対応できるネットワーク環境の改善・充実を図られたい。

(四) 教員自身の教職人生を豊かにし、教職の魅力を向上させるため、「公立学校における働き方改革」を実現できるように、教育DXのさらなる推進を図られたい。

五、震災復興等に関わる人的配置の充実及び施設・設備・教材等の迅速な整備を講じられたい。

- (一) 正常な教育活動が完全実施できるよう早期に学校施設等の復旧を図られたい。
- (二) 復興を進める地域への的確で継続的な支援の確保を図られたい。
- (三) 教員の加配継続とともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置など子どもたち等に対するサポート体制のより一層の強化を図られたい。
- (四) 風評被害及び風化防止対策等を講じられたい。
- (五) 被災地域での就学援助等の急増に対する支援の確保を図られたい。

六、豊かな心や健やかな体の育成に向けた教育を充実させるための施策を講じられたい。

- (一) いじめ・不登校等、児童生徒がかかえている諸課題の解消に向け、教育支援センター（適応指導教室）等の整備促進、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの全校配置を進められたい。
- (二) 情報社会におけるモラルやマナーの教育を充実させるための施策の推進を図られたい。
- (三) 人権教育を充実させるための施策の推進を図られたい。
- (四) 「特別の教科 道徳」の効果的な指導方法や評価にかかる研修等の充実を図られたい。
- (五) 社会奉仕体験、自然体験活動等の体験的な学習の実施に向け、社会教育主事の活用等条件整備を図られたい。
- (六) 体力を向上させ、食育や健康づくりを推進する施策の充実を図られたい。

七、学校の教育活動が円滑に行われるようにするため、施設・設備・教材等の整備・拡充を図る施策を講じられたい。

(一) 安全を確保するために、学校・地域の実態に応じた人的措置及び施設・設備の改善を図られたい。

(二) 小学校の学級編制の標準が三十五人に引き下げられたことに伴い、教室増となる学校の新築・増築に係る国による補助率を引き上げられたい。

(三) 非構造部材も含めた学校施設の耐震改修の早期完全実施を図られたい。

(四) 学習指導要領の確実な実施のために、施設・設備・教材等について、予算措置の充実を図られたい。

(五) デジタル教科書の使用拡大と紙の教科書の併用への対応を進めるとともに、教科書無償給与制度を堅持されたい。

(六) 特別支援教育充実のための「合理的配慮」を支える基礎的環境整備を推進されたい。

(七) 各教科等での言語活動や読書活動を一層推進するために、学校図書館の整備を進め、図書費の予算措置の充実、学校司書の配置促進を図られたい。

八、学校、家庭、地域が一体となつて教育を推進するために、家庭や地域の教育力充実に向けた施策を講じられたい。

(一) 放課後児童対策パッケージの一層の充実を図られたい。

(二) 社会に開かれた教育課程を実現し、家庭や地域の教育力を再生するための事業の充実を図られたい。

(三) 健全育成に悪影響を及ぼすSNS等メディアに対する規制強化を図られたい。

(四) 朝の子どもの居場所づくりに際しては、自治体間格差が生じないよう、国の財源として交付するとともに、教職員の新たな負担とならないよう体制整備を図られたい。

九、教育の機会均等を保障するために、へき地・小規模校の教育をさらに充実させる施策を講じられる。

(一) へき地教育の充実・向上のために、副校長・教頭、養護教諭、事務職員等の人的条件及び物的条件の改善を図られる。

(二) 五学級以下の小学校の教員配置率の改善を図られる。

十、全国の教員が安心して教育に専念できるようにするため、安全対策や相談体制の確立とともに、年金制度や教員の処遇の維持・改善を図る施策を講じられる。

(一) 不審者の侵入を防ぐため、施錠や常勤の警備員を配置する等の安全対策を図られる。

(二) 不当な要求をする保護者等への対応において法的な面で相談できるスクールロイヤーについて、自治体間格差が生じないように配置促進を図られる。

(三) 教職員のメンタルヘルスの保持に関わる条件整備を図られる。

(四) 年金払い退職給付の維持及び報酬比例部分の増率を図られる。

(五) 管理職の職責に見合った処遇改善を図られる。

(六) すぐれた教育実績をもつ教員を表彰し、優遇する措置を図られる。

(七) 給与・手当の減額分の復元等、教職員が将来への希望をもち、安心して働くための処遇の維持・改善を図られる。

(八) 定年及び役職定年後の校長の学校経営能力を活用するための条件整備及び処遇の充実を図られる。